

# 事務事業チェックシート

事務事業No

事業名

[事業基本情報]

729

母子家庭等福祉手当事業

[長期総合計画]

分野別目標	3	子供たちがいきいきと育つまち
政策	1	安心して子供を生み育てることのできる環境の整備
施策	1	安心して子供を生み育てることのできる環境の整備
取組方針	3	保護・援助を必要とする子供への支援

事業区分(1)	事業経費	○	管理経費	
	その他			
事業区分(2)	自治事務	○	法定受託事務	
	その他			
会計・ 予算区分	会計		一般会計	
	款		民生費	
	項		児童福祉費	
	目		児童扶助費	
	大事業		児童扶助事業	
	中事業		母子家庭等福祉手当事業	

事業種別	継続	関連個別計画	
事業年度	平成21年度 ~ 無し	担当課・担当課長・Tel	こども家庭課 高岡 秀人 435-1219
事業実施の根拠法令	和歌山市母子家庭等福祉手当支給規則	関連課	

## 1 事業内容

	(「誰・何」をどういう状態にするための事業か)	全体事業概要			
事業目的	ひとり親家庭等の経済的自立の促進に寄与し、児童の福祉の向上を図る。	児童扶養手当等の規定に該当する18歳に達する日以後の3月31日まで(一定の障がいのある児童は20歳未満)の児童を監護し、障害年金の受給等の支給条件に該当する母親等に児童扶養手当と年金の子の加算額との差額を支給する。 児童扶養手当法改正に伴い、令和3年3月1日付支給規則廃止。			
事業内容		平成30年度	平成31年度	令和02年度	令和03年度
		所得等を審査し、認定を行い、手当を支給する。	所得等を審査し、認定を行い、手当を支給する。	所得等を審査し、認定を行い、手当を支給する。 令和3年2月分手当まで支給し、令和3年3月分以降は児童扶養手当で支給。	廃止
					令和04年度
					廃止

## 2 事業コスト

事業費等(千円)	平成30年度		平成31年度		令和02年度		令和03年度		令和04年度	
	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	計画	決算
事業費	1,997	1,710	2,559	2,169	1,775	1,544	0	0	0	0
伸び率(%)	13.5%	18.6%	28.1%	26.8%	△30.6%	△28.8%	△100%	△100%	0%	0%
人件費	正規職員	1,119	1,119	1,128	1,048	1,036	1,115	0	0	0
	正規職員以外	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	1,119	1,119	1,128	1,048	1,036	1,115	0	0	0
国庫支出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
県支出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一般財源(税等)	1,997	1,710	2,559	2,169	1,775	1,544	0	0	0	0
所要人数(人)	正規職員	0.14	0.14	0.14	0.13	0.13	0.14	0.00	0.00	0.00
	正規職員以外	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
主な予算内訳	扶助費 1,775千円									

## 3 目標及び実績

活動指標	指標名	単位		平成30年度	平成31年度	令和02年度	令和03年度	令和04年度
				目標値	実績値	達成度(%)	目標値	実績値
受給者数		人	目標値	7	7	6		
			実績値	6	6	6		
			達成度(%)	85.71%	85.71%	100%	%	%
支給人数		人	目標値	7	7	6		
			実績値	6	6	6		
			達成度(%)	85.71%	85.71%	100%	%	%

#### 4 事業の評価

評価基準					
[妥当性]事業のニーズはあるか		増加している	○	横ばい	減少している
[妥当性]事業手段は妥当か		現行の手段でよい	○	一部見直しが必要	見直しが必要
[妥当性]官民の役割は妥当か		市が行うべき		他の主体との協働も可能	○ 市が行う必要性は薄れている
[妥当性]緊急的に取り組む必要があるか		急いで取り組む		中長期的に取り組む	○ 緊急性は薄い
[有効性]更に効果が期待できるか		できる		あまりできない	○ できない
[有効性]成果目標ほどの程度達成しているか		達成している (90%以上)	○	おおむね達成 (70~90%未満)	達成していない (70%未満)
[有効性]上位施策への貢献度		重要かつ高い貢献度がある	○	一定の貢献度がある	貢献度は低い
[効率性]事業費を抑制できるか		できない	○	制約はあるが可能性はある	できる
[効率性]受益者負担の見直し		適正	○	負担は求められない	見直しが必要

#### 5 今後の方向性 (担当課評価)

事業内容の方向性	充実				
	現状維持				
	縮小				
	廃止	○			
		ゼロ	縮小	現状維持	拡大
コスト投入の方向性					

担当課評価の根拠	児童扶養手当法が令和3年3月分手当から改正されたことに伴い廃止。
見直し・改善内容	児童扶養手当法が令和3年3月分手当から改正されたことに伴い廃止。